

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

○包括外部監査契約の締結	(行政経営推進課)	一
○公印の改刻	(私学文書課)	一
○形質変更時要届出区域の指定	(環境対策課)	二
○保育士登録業務に係る手数料の収納事務の委託	(子育て支援課)	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	四
○指定施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託	(同)	四
○特定計量器の定期検査の実施(二件)	(産業立地推進課)	四
○障害者就業・生活支援センターの変更の届出	(雇用対策課)	五
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	五
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧	(水産業振興課)	六
○岸壁、物揚場及び棧橋の使用に係る使用料の徴収事務の委託(六件)	(水産業基盤整備課)	六
○廃油処理施設の利用に係る使用料の徴収事務の委託	(同)	七
○所在地を確知できない建設業者の届出	(事業管理課)	七
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	七
○都市計画変更案の縦覧(二件)	(都市計画課)	八
○建築士免許の取消し	(建築宅地課)	八
○宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の		

ページ

### 徴収事務の委託

- 土地改良区役員の就任及び退任の届出
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出

### 公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

### 監査委員

- 行政監査の意見に対する措置の公表

### 公安委員会

- 臨時適性検査医師の指定

### 収用委員会

- 県道丸森柴田線坂津田事件裁決手続開始決定

## 告 示

### ○宮城県告示第四百号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので告示する。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

#### 一 包括外部監査契約の期間の始期

平成二十九年四月七日

#### 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

#### 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

小池 伸城

仙台市青葉区上愛子字蛇台原三十七番地の三十

#### 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

概算払

### ○宮城県告示第四百一号

次のとおり公印を改刻した。

(教育庁高校教育課) 一〇

(大河原地方振興事務所) 一〇

(北部地方振興事務所) 一一

(警察本部会計課) 一二

(震災復興推進課) 一二

(公安委員会) 一四

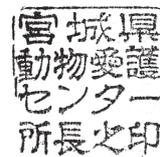
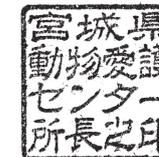
(収用委員会) 一七

(監査委員) 一七

(包括外部監査契約) 一七

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県石巻保健所長之印		宮城県動物愛護センター所長之印		名称
地方機関		地方機関		種類
一般文書用		一般文書用		用途
旧	新	旧	新	印影
				
平成二十九年 四月一日		平成二十九年 四月一日		使用開始年月日

○宮城県告示第四百二二号

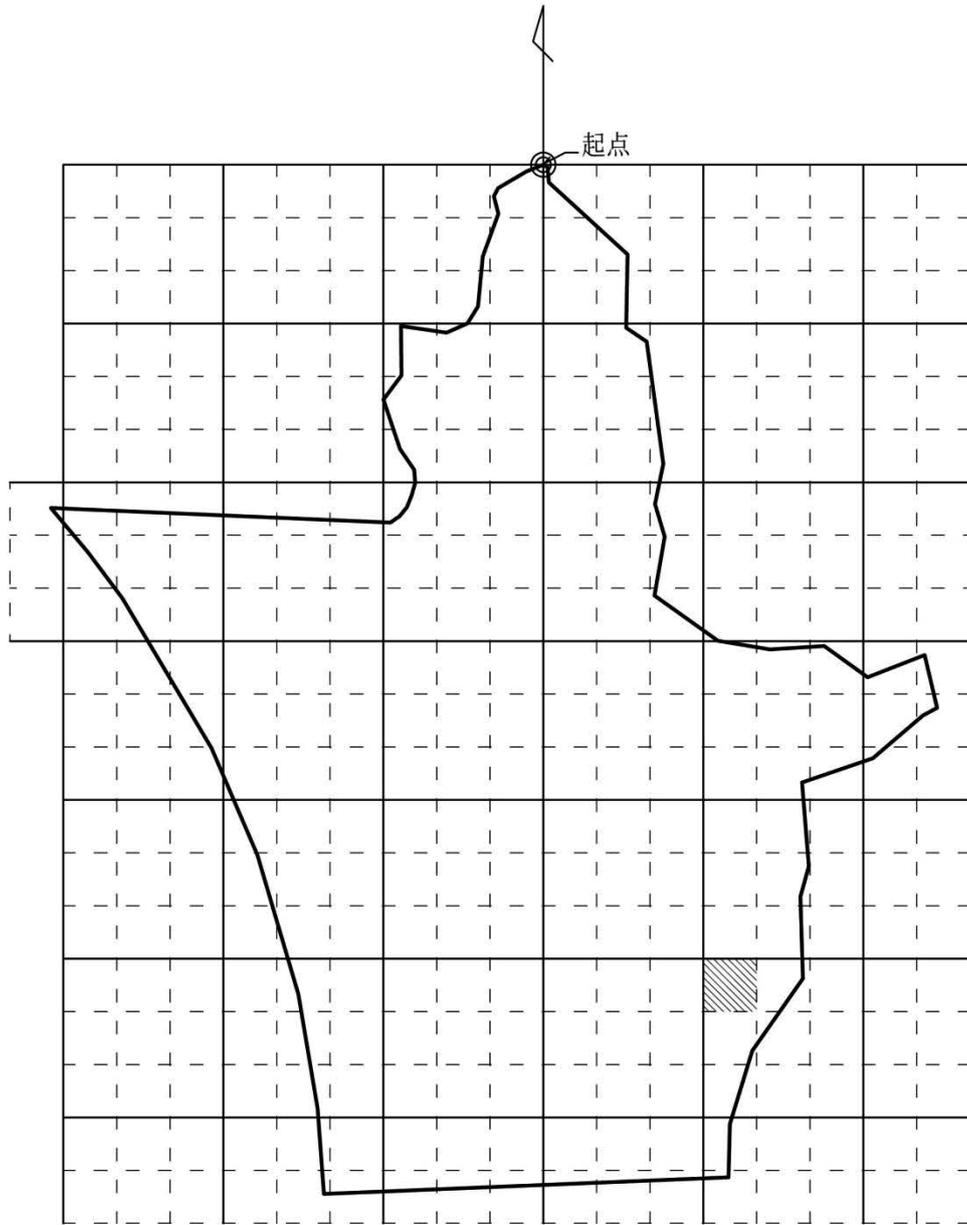
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区

域として、次のとおり指定する。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域  
富谷市成田九丁目五番一号の一部とし、次の図のとおりとする。



凡 例

 : 形質変更時要届出区域

 : 敷地境界

<起点>  
起点は、対象地の北端とする。

<格子の回転角度> 0°  
格子の回転角度は、起点を通り東西方向及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

<区域指定の面積>  
形質変更時要届出区域の面積：100㎡

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

○宮城県告示第四百三三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、保育士登録業務に係る手数料の収納事務を平成二十九年三月二十三日次のとおり委託した。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都千代田区麹町一丁目六番地二

社会福祉法人日本保育協会

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四二一一〇〇三〇六	事業所の名称及び所在地 たんぼぼ 岩沼市平等三丁目六	指定障害福祉サービスの種類 共同生活援助	設置者名 公益社団法人 青年海外協力 協会	指定年月日 平成二十九年 四月一日
---------------------	----------------------------------	-------------------------	--------------------------------	-------------------------

○宮城県告示第四百五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四二一一〇〇〇七四	事業所の名称及び所在地 たんぼぼ 岩沼市平等三丁目六	廃止する指定障害福祉サービスの種類 共同生活援助	設置者名 社会福祉法人 宮城県社会福 祉協議会	廃止年月日 平成二十九年 三月三十一日
---------------------	----------------------------------	-----------------------------	----------------------------------	---------------------------

○宮城県告示第四百六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県援護寮の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十九年三月三十日次のとおり委託した。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十九年 六月七日	石巻市 渡波・荻浜	午前十時三十分から 午後三時まで	石巻市渡波公民館
同 六月八日	石巻市 田代	午後一時三十分から 午後二時三十分まで	宮城県漁業協同組合石巻地 区支所田代浜出張所
同 六月九日	石巻市 住吉・中里・ 稲井	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	宮城県石巻合同庁舎
同 六月十二日	石巻市 牡鹿	午後一時から 午後三時三十分まで	石巻市牡鹿総合支所
同 六月十三日	石巻市 桃生	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	石巻市桃生総合支所
同 六月十四日	石巻市 河北	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	石巻市河北総合支所

六月十六日	石巻市	湊	午後二時三十分から 午後二時三十分まで	石巻市社会福祉協議会災害 復興支援課(旧みなと荘)
六月十九日	石巻市	雄勝	午後一時から 午後三時三十分まで	雄勝硯生産販売協同組合 設工房(旧雄勝総合支所)
六月二十日	石巻市	北上	午前九時三十分から 午後二時まで	石巻市にっこりサンパーク
六月二十一日	石巻市	河内南	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	JAIいしのまき河南低温農 業倉庫(カントリーエレベ ーター隣り)
六月二十三日	石巻市	河内南	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	JAIいしのまき河南低温農 業倉庫(カントリーエレベ ーター隣り)
六月二十六日	石巻市	石巻・門脇	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	石巻市石巻中央公民館
六月二十七日	石巻市	石巻・門脇	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	石巻市石巻中央公民館
六月二十八日	石巻市	石巻・門脇	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	石巻市石巻中央公民館
六月三十日	石巻市	蛇田・大街道	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	石巻市蛇田公民館

○宮城県告示第四百八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十九年 七月三日	石巻市	石越	午前十時三十分から 正午まで	石越総合支所車庫
同 七月四日	登米市	中田	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	宝江ふれあいセンタ ー 多目的ホール脇
同 七月七日	登米市	登米	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	登米総合支所車庫
同 七月十日	登米市	東和	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	東和総合支所正面入口
同 七月十一日	登米市	豊里	午前十時三十分から 正午まで	豊里公民館正面入口

七月十二日	登米市	津山	午前十時三十分から 正午まで	津山老人福祉センタ ー
同 七月十四日	登米市	迫	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	迫総合支所車庫
同 七月十八日	登米市	米山	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	米山体育センタ ー 正面入口
同 七月十九日	登米市	南方	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	南方総合支所車庫

○宮城県告示第四百九号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七条第三項の規定により、障害者就業・生活支援センタ  
ーの指定をした団体から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定を受けた者の名称及び住所
- 1 名称 社会福祉法人洗心会
- 2 住所 気仙沼市唐桑町只越三百六十六番地五
- 二 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
事務所の所在地	気仙沼市神山五番地三	気仙沼市錦町一丁目二番一号	平成二十九年四月一日

○宮城県告示第四百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 大崎市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大崎市(次の図に示す部分に限る。)
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第四百十一号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査を平成二十九年四月二十一日から平成二十九年五月五日まで縦覧に供する。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	縦 覧 場 所
	本吉郡南三陸町志津川字権現六十六番地一 阿部 実	志津川町加入区	宮城県漁業協同組合志津川支所	本吉郡南三陸町志津川字大森町八十六番地九
	本吉郡南三陸町志津川字袖浜百三十六番地二 遠藤 一彦			

○宮城県告示第四百十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、石巻漁港及び鮎川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用(漁獲物を陸揚げする場合に限る。)に係る使用料の

徴収事務を平成二十九年四月一日次のとおり委託した。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市穀町一四一一

石巻市

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、塩釜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用(漁獲物を陸揚げする場合に限る。)に係る使用料の徴収事務を平成二十九年四月一日次のとおり委託した。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

塩竈市旭町一一一

塩竈市

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、気仙沼漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用(漁獲物を陸揚げする場合に限る。)に係る使用料の徴収事務を平成二十九年四月一日次のとおり委託した。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

気仙沼市八日町一一一

気仙沼市

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、女川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成二十九年四月一日次のとおり委託した。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

女川町女川浜字大原三二六

女川町

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、志津川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成二十九年四月一日次のとおり委託した。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

南三陸町志津川字沼田五六―二

南三陸町

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、閑上漁港及び荒浜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成二十九年四月一日次のとおり委託した。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市開成一―二七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、気仙沼漁港における廃油処理施設の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十九年四月一日次のとおり委託した。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

気仙沼市潮見町二五一

特定非営利活動法人 気仙沼清港会

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百十九号

次の建設業者については、その営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により告示する。

この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、建設業の許可を取り消すことがある。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社マルコー幸和 澤田 明広	主たる営業所の所在地 仙台市泉区泉ヶ丘五丁目五番三十号横田ビル二階	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 般一二十四 第一万九千四百七十七号
---------------------------------------	--------------------------------------	--

二 申出先

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班

所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

電話 ○二二―二二―一三二一六（直通）

○宮城県告示第四百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 泉塩釜線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
多賀城市岩切字昭和二二番二地先から 同市南宮字八幡無番地先まで		前	後	二六・二 五七・六	一七・三 四四・二	一、六六〇・〇	一、六六〇・〇

○宮城県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 仙台三本木線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
黒川郡大衡村大森字下葉師一八番五地先から 同郡同村大森字下葉師三番二地先まで		前	後	四・〇 一三・〇	四・〇 一三・〇	六八・〇	
黒川郡大衡村大森字幕ノ沢一五番地先から 同郡同村大森字幕ノ沢二二番地先まで		前	後	四・〇 七・〇	四・〇 七・〇	二二〇・〇	

○宮城県告示第四百二十二号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法

律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 気仙沼都市計画地区計画
- 2 名称 鹿折地区計画
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百二十三号

岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 仙塩広域都市計画公園
- 2 名称 二・二・六百二十四号 恵み野三丁目東公園
- 二・二・六百二二号 玉浦中央公園
- 二・二・六百四四号 二の倉公園
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百二十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消の理由
平成二十九年四月十日	平田 宏	二級建築士	第千六百八十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十九年四月十日	平山 静夫	二級建築士	第三千三百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	石川 欣悦	二級建築士	第三千二百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	吉田 幸雄	二級建築士	第三千二百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	阿部 武夫	二級建築士	第三千二百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	小平 正夫	二級建築士	第三千四百十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	太田 巖	二級建築士	第二千九百八十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	渡辺 徹	二級建築士	第二千六百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	石川 久順	二級建築士	第二千六百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	七々々木 賀	二級建築士	第九百七十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	森下 寛喜	二級建築士	第九百六十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	佐藤 完一	二級建築士	第九百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	梶原 英也	二級建築士	第九百四十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	小野寺 巖	二級建築士	第九百三十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	和賀 勝男	二級建築士	第九百一十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	清井 英治	二級建築士	第八百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	石田 信二	二級建築士	第七百六十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	石川 洋一	二級建築士	第七百六十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	大和 智	二級建築士	第七百六十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	水戸 正夫	二級建築士	第七百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	鎌田 幸樹	二級建築士	第七百二二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十九年四月十日	横内 昭二	二級建築士	第四千九百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	薄衣 正明	二級建築士	第四千九百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	渡邊 誠一	二級建築士	第四千八百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	菅原 清	二級建築士	第四千八百十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	佐藤 亘彦	二級建築士	第四千五百五十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	志田 豊	二級建築士	第四千四百八十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	遊佐 義臣	二級建築士	第四千二百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	鈴木 栄	二級建築士	第四千二百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	大和 宗雄	二級建築士	第四千四百四十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	橋本 昭治	二級建築士	第三千八百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	桜井 六男	二級建築士	第三千八百七十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	大泉 等	二級建築士	第三千八百三十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	菊地 長一	二級建築士	第三千七百二十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	千葉 三雄	二級建築士	第三千七百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	若松 信平	二級建築士	第三千五百八十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	阿部 正義	二級建築士	第三千五百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	石川 清	二級建築士	第三千五百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	高橋 力	二級建築士	第三千四百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	沼倉 静雄	二級建築士	第三千四百五十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	菊池 七郎	二級建築士	第三千四百二十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

○宮城県告示第四百二十五号

平成二十九年四月十日	岩瀨 武彦	二級建築士	第一万二千六十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	岡崎 寿	二級建築士	第九千四十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	相澤 晃	二級建築士	第八千九百八十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	木村 精	二級建築士	第七千七百九十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	鈴木 祐之輔	二級建築士	第七千六百九十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	渡邊 久義	二級建築士	第六千四百六十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	武居 康二	二級建築士	第六千三百七十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	三浦 忠雄	二級建築士	第五千八百九十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	相沢 松男	二級建築士	第五千八百四十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	鈴木 哲郎	二級建築士	第五千六百九十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	菅原 實	二級建築士	第五千六百六十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	渡部 精一	二級建築士	第五千五百四十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	福原 秀悟	二級建築士	第五千四百六十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	阿部 壽治	二級建築士	第五千三百六十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	金子 孝男	二級建築士	第五千三百十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	加藤 文雄	二級建築士	第五千二百五十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	佐藤 春雄	二級建築士	第五千九百九十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	佐々木 敏郎	二級建築士	第五千五百五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年四月十日	齋藤 勲	二級建築士	第五千六十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八條第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十九年三月二十九日次のとおり委託した。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

遠田郡美里町字素山町一番地 みどりの農業協同組合

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條第十六項の規定により、柴田郡村田町外一町澄川土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十九年四月二十一日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 峯 浦 康 宏

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十九年四月六日	佐藤 洋治	柴田郡村田町大字村田字広畑四十八番地	理事
平成二十九年四月六日	村上 修一	刈田郡蔵王町大字平沢字山ノ入百六十三番地	理事
平成二十九年四月六日	吉田 忠喜	柴田郡村田町大字沼辺字岡二百六十七番地	理事
平成二十九年四月六日	柴崎 弘	柴田郡村田町大字村田字下河原四十五番地	理事
平成二十九年四月六日	佐藤 保男	刈田郡蔵王町大字塩沢字大山七十一番地	理事
平成二十九年四月六日	村上一郎	刈田郡蔵王町大字小村崎字青木屋敷二十六番地	理事
平成二十九年四月六日	小島 善勝	刈田郡蔵王町大字円田字萩ノ窪二十三番地	理事

二 退任した者

平成二十九年四月五日	佐藤 庄一郎	柴田郡村田町大字小泉字新畑四十三番地	理事
平成二十九年四月五日	秋保 英俊	刈田郡蔵王町大字円田字屋敷一番地	理事
平成二十九年四月五日	小島 善勝	刈田郡蔵王町大字円田字荻ノ窪二十番地	理事
平成二十九年四月五日	村上 一郎	刈田郡蔵王町大字小村崎字青木屋敷番地	理事
平成二十九年四月五日	佐藤 保男	刈田郡蔵王町大字塩沢字大山七十一番地	理事
平成二十九年四月五日	柴崎 弘	柴田郡村田町大字村田字下河原四十五番地	理事
平成二十九年四月五日	吉田 忠喜	柴田郡村田町大字沼辺字岡二百六十七番地	理事
平成二十九年四月五日	村上 修一	刈田郡蔵王町大字平沢字山ノ入百六十三番地	理事
平成二十九年四月五日	佐藤 洋治	柴田郡村田町大字村田字広畑四十八番地	理事

平成二十九年四月六日	秋保 英俊	刈田郡蔵王町大字円田字屋敷一番地	理事
平成二十九年四月六日	佐藤 庄一郎	柴田郡村田町大字小泉字新畑四十三番地	理事
平成二十九年四月六日	上田 万作一	柴田郡村田町大字薄木字白鳥五十六番地	理事
平成二十九年四月六日	鈴木 健一	柴田郡村田町大字沼辺字北寄井三十四番地	理事
平成二十九年四月六日	鈴木 保博	柴田郡村田町大字沼辺字中山三十二番地	理事
平成二十九年四月六日	吉野 健市	柴田郡村田町大字沼辺字館五番地二番地二	理事
平成二十九年四月六日	大宮 満吉	柴田郡村田町大字小泉字栗内二十八番地二	監事
平成二十九年四月六日	村上 秀三	刈田郡蔵王町大字平沢字台屋敷四十六番地	監事
平成二十九年四月六日	新貝 孝夫	柴田郡村田町大字関場字高木百二十七番地	監事

○宮城県告示第四百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、加美郡西部土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十九年四月二十一日

宮城県北部地方振興事務所  
所長 高橋 彰

一 就任した者

平成二十九年三月二十八日	鎌田 寛一	加美郡加美町宮崎字旭二番十九番地	理事
平成二十九年三月二十八日	佐藤 永幸	加美郡加美町字原南江端二十三番地	理事
平成二十九年三月二十八日	本多 栄一	加美郡加美町沼ヶ袋字沢目十三番地	理事
平成二十九年三月二十八日	加藤 賢治	加美郡加美町宮崎字町百四十番地六	理事
平成二十九年三月二十八日	渡邊 哲	加美郡加美町宮崎字新町二番二番地四	理事
平成二十九年三月二十八日	工藤 正信	加美郡加美町字鹿原下北村十一番地	理事
平成二十九年三月二十八日	渡部 一雄	加美郡加美町字新小路百七十番地一	理事

平成二十九年四月五日	上田 万作一	柴田郡村田町大字薄木字白鳥五十六番地	理事
平成二十九年四月五日	鈴木 健一	柴田郡村田町大字沼辺字北寄井三十四番地	理事
平成二十九年四月五日	鈴木 保博	柴田郡村田町大字沼辺字中山三十二番地	理事
平成二十九年四月五日	山家 寶造	柴田郡村田町大字沼辺字北寄井八十五番地二	理事
平成二十九年四月五日	柴崎 俊信	柴田郡村田町大字関場字高木五十五番地	監事
平成二十九年四月五日	大宮 満吉	柴田郡村田町大字小泉字栗内二十八番地二	監事
平成二十九年四月五日	村上 秀三	刈田郡蔵王町大字平沢字台屋敷四十六番地	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。  
平成二十九年四月二十一日

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十九年三月二十七日	澁谷 耕造	加美郡加美町字下野目清水田北十四番地	理事
平成二十九年三月二十七日	鎌田 寛一	加美郡加美町宮崎字旭二番十九番地	理事
平成二十九年三月二十七日	佐藤 永幸	加美郡加美町字原南江端二十三番地	理事
平成二十九年三月二十七日	本多 栄一	加美郡加美町沼ヶ袋字沢目十三番地	理事
平成二十九年三月二十七日	加藤 賢治	加美郡加美町宮崎字町百四十番地六	理事
平成二十九年三月二十七日	渡邊 哲	加美郡加美町宮崎字新町二番二番地	理事
平成二十九年三月二十七日	渡部 一雄	加美郡加美町字新小路百七十番地一	理事
平成二十九年三月二十七日	天野 勇一郎	加美郡加美町字長清水北一番十七番地	理事
平成二十九年三月二十七日	三浦 俊郎	加美郡加美町小泉字北要害二十七番地	理事
平成二十九年三月二十七日	高橋 清治	加美郡加美町字屋敷二十一番地	理事
平成二十九年三月二十七日	早坂 一洋	加美郡加美町字原街道端四番地三	理事

二 退任した者

平成二十九年三月二十八日	天野 勇一郎	加美郡加美町字長清水北一番十七番地	理事
平成二十九年三月二十八日	三浦 俊郎	加美郡加美町小泉字北要害二十七番地	理事
平成二十九年三月二十八日	高橋 清治	加美郡加美町字屋敷二十一番地	理事
平成二十九年三月二十八日	早坂 一洋	加美郡加美町字原街道端四番地三	理事

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十九年年度震災復興広報強化業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部震災復興推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十九年三月三十一日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社河北アド・センター 仙台市青葉区五橋一丁目一番十号

五 契約金額 三千五百二十三万七千七百七十五円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県警察本部交通管制システム上位装置賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成三十年三月一日から平成三十五年二月二十八日まで

4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部交通管制センターほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可

の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 過去五年以内に国又は地方公共団体と同種同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有

していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十九年五月十六日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 入札説明書等の交付期限  
平成二十九年五月十六日（火）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査  
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年五月二十五日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限  
入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十九年六月五日（月）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十九年六月六日（火）午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室  
4 入札に参加することができない者  
1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者  
5 その他  
1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十一条及び第一百四十一条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Item/Service Required : Lease of a traffic control system higher-level device of Miyagi Prefectural Police Headquarters - 1set
- 2 Duration of Contract : March 1, 2018 to February 28, 2023
- 3 Location : Miyagi Prefectural Police Traffic Control Center and other place
- 4 Bid Deadline : June 5, 2017. 5 : 00 p.m.
- 5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan  
Tel: 022-221-7171 Ext. 2232

監査委員

○同城県監査委員告示第13号  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき公表する。

平成29年4月21日

宮城県監査委員 齋 藤 正 美  
宮城県監査委員 坂 下 賢  
宮城県監査委員 石 森 健 二  
宮城県監査委員 成 田 由 加里

1 監査委員から知事へ報告した日

平成29年2月21日

2 知事から通知のあった日

平成29年3月21日

3 措置の内容

平成28年度行政監査の意見に対する措置状況

(1) 「高額物品の管理及び活用について」

項 目 名	監査委員の意見	措 置 状 況
1 高額物品の取得手続について	<p>高額物品を取得するにあたり、導入する目的や必要性は明確にならなっていたが、導入計画や機種選定等の検討経緯を示す書類が地方機関に残っていないことが多い状況であった。</p> <p>また、地方機関の高額物品の購入に際しては、職務権限上、その地方機関を所管する本庁主務課で入札及び契約等の取得手続を実施しており、納品後に当該高額物品を本庁主務課から地方機関に管理換を行っているため、地方機関には契約関係の書類や情報が残っていないことが多い状況であった。高額物品については、取得はもとより更新にも多額の費用を要す</p>	<p>高額物品の取得にあたっては、効率的、効果的な事業の推進に資するよう、主務課等において機器の整備計画等を策定している。</p> <p>また、実際の取得に際しては、財政課の査定を受け、予算化し取得している。</p> <p>集中調達した物品は、契約課から本庁主務課に備品登録を行った後、物品管理システムにより主務課から地方機関の物品取扱員に管理換えの通知をしている。</p> <p>今後は、主務課から地方機関に対し、整備計画、取得内容及び経緯等にかかる資料を送付し、適正に整理保存するよう出納局として周知を図っていく。</p>

	<p>ることから、高額物品の導入にあたっては、中長期的な事業計画等や購入と賃借等の比較検討等を踏まえた導入計画を策定することに一層努めるとともに、透明性を一層確保するため、地方機関においても高額物品の取得内容及び経緯等について記載した書類や資料を保存するよう配慮されたい。</p>	<p>財務規則第143条では、「物品の使用及び保管は、善良な管理者の注意義務をもつて行わなければならない。」と規定されている。地方機関においては、大規模な修繕についても、(財務規則第176条の) 帳票等に適宜記録整理し、適切な物品の管理に努めるよう、出納局として通知や研修等を通じて周知していく。</p>
<p>2 高額物品の管理状況について</p>	<p>(1) 点検・修繕について</p> <p>保守点検・修繕は、概ね適正に行われており、大きな問題は認められなかったが、修繕を実施した記録が残っていない事例も見受けられた。 高額物品の管理を一層効果的に行うため、修繕記録の整備促進に努められたい。</p>	<p>財務規則第143条では、「物品の使用及び保管は、善良な管理者の注意義務をもつて行わなければならない。」と規定されている。今後は、物品の落下や転倒による破損等を防止するため、防災対策を一層強化するよう、出納局として、通知や研修等を通じて注意喚起していく。</p>
<p>(2) 防災対策について</p>	<p>防災対策について、「落下防止対策」や「転倒防止対策」などの防災対策が適正に行われている高額物品も多くある一方で、防災対策が十分に実施されていない事例も見受けられた。 大規模災害が発生することも想定した上で、防災対策について万全を図られたい。</p>	<p>財務規則第143条では、「物品の使用及び保管は、善良な管理者の注意義務をもつて行わなければならない。」と規定されている。今後は、物品の落下や転倒による破損等を防止するため、防災対策を一層強化するよう、出納局として、通知や研修等を通じて注意喚起していく。</p>
<p>(3) 備品整理票の貼付について</p>	<p>宮城県財務規則第146条により、「物品使用者は、供用中の備品及び動物には、性質又は形状に応じて備品整理票を付し、又は焼印若しくは彫刻をする等適宜の方法により、細分類、備品番号、品名及び取得年月日を表示し、常に照合に便利であるようにしなければならない。ただし、表示し難いものについては、この限りではない。」</p>	<p>財務規則第143条では、「物品の使用及び保管は、善良な管理者の注意義務をもつて行わなければならない。」と規定されている。出納局としては、各所属に対し、適切な備品管理を行うため、備品整理票の貼付について周知徹底を図り、さらに、「備品照合チェックリスト」を作成し、備品の確実な照合を行うよう注意喚起</p>
<p>(4) 備品の照合点検及び現物確認について</p>	<p>備品照合については、宮城県財務規則第144条により、「物品供用者は、毎年度末に供用する備品及び動物について備品登録書と照合確認を行い、その結果を物品管理者に報告しなければならない。」とされており、概ね適切に実施されているものの、一部に備品の現物確認が十分なされないまま報告されている事例が見受けられた。 備品の照合点検及び現物確認は、高額物品の管理における基本的事項であり、各所属長等管理職員から担当職員に至るまで全職員がその重要性を改めて認識し、備品の照合点検及び現物確認業務を着実に遂行することを徹底するとともに、物品管理を統括する出納局においては、検査・指導等を通じて現物確認を行うなど高額物品の管理状況を定期的に検証する体制の構築を検討されたい。</p>	<p>平成28年10月17日付け出契号外出納局契約課長通知「物品管理の徹底について」及び、平成29年3月3日付け出契第679号出納局長通知「年度末及び出納整理期間における会計事務の取扱について」において、より一層適正な照合確認等を行うよう注意喚起した。さらに、必要に応じて、報告を求めたり、現地において調査、指導を行うなど、一層備品の適切な管理に努めていく。</p>
<p>(5) 備品台帳の整備について</p>	<p>高額物品ごとに写真付きで概要や設置場所を記載した資料を添付した備品台帳を整備し、職員の誰もが一目で見えて分かるように工夫している機関が見受けられた。 とりわけ数多くの高額物品を所有している機関においては、このような備品台帳の整備が高額物品の管理を適切かつ効率的に行うために非常に有効であると考えられる。また、修理状況や利用状況を</p>	<p>これまで、備品台帳の整理方法についての優良事例を確認しているが、今後もさらなる情報収集に努め、研修会や出納局ニューズレターを通じて広く紹介し、備品台帳を適切に整理するよう周知していく。</p>

<p>備品台帳に記載することで個々の状況把握も容易になる。 こうした備品台帳の優良事例や状況記載事例等について県の各機関に情報提供するなど備品台帳の整備推進に努められたい。</p>	<p>(6) 処分 手続につ いて</p>	<p>高価物品を処分する際に必要な手続を失念し、公有財産の異動報告に反映されていない事例が数例見受けられたので、的確な処分手続の徹底を図られたい。</p>	<p>定期監査等において物品を処分する際に必要な手続を失念した等の指摘事項があった。 このことから、平成28年10月17日付け出契号外出納局契約課長通知「物品管理の徹底について」を発出し、不適切な処分手続がないうよう、適正な備品照合確認等を行い、より一層適切な処分手続きについて注意喚起している。</p>
<p>(7) 自律 的管理 体制の 強化に ついて</p>	<p>前述のとおり、防災対策、備品整理票の貼付、備品の照合点検及び現物確認、処分手続などの業務において、一部に万全な管理がなされているとは言えない事例が見受けられた。 高価物品の管理等について適正な執行を確保するためには、各所属において高価物品の管理等に関する正確な知識・情報を共有し、職員一人一人が十分注意を払って日常業務を遂行することが不可欠である。 各所属における自律的な管理体制をさらに強化するため、職員研修について一層充実を図るとともに、職員が高価物品の管理等に関する知識・情報を常時確認できる体制の構築を検討されたい。</p>	<p>毎年実施している「会計職員研修会」の説明において、各種事例を紹介しながら適切な備品管理についてなお一層の周知を図る。 今後は、さらに担当者、班長、総括等管理職がチェックする「備品照合チェックリスト」を作成し、自律的チェック体制の構築を促進していく。</p>	<p>高価物品の導入の効果は十分認められ、利用形態も概ね適正で、総じて有効活用されていたが、利用状況が比較的低い高価物品も見受けられた。 また、高価物品の有効活用の例として、県内の試験研究機関で連携を図りながら、利用可能な機器のリストを作成し、他機関で利用可能な機器は相互に活用する手法を取っている事例や学科再編等により遊休となった高価物品を他の県立学校に管理換えして有効に活用している事例なども見受けられた。 高価物品の導入の時点において他機関の物品の有効活用の可能性を十分検討するよう促すとともに、こうした高価物品の有効活用事例等について情報収集し、県の各機関に対して広報するなど高価物品のさらなる利用促進を図る措置を検討されたい。</p>
<p>(3) 不稼 働高価 物品の 処分の 促進に ついて</p>	<p>老朽化、陳腐化、故障等により使用が不能になったにもかかわらず、処分費用が高額であること等を理由に処分の検討を行っていないものが見受けられた。 老朽化、陳腐化等で使われなくなった高価物品については、活用可能性を検討した上で、施設データベースの有効活用や安全面、適正</p>	<p>録することは難しいが、適宜、稼働状況を記録するなど、利活用状況がわかるよう、研修会等を通じて周知していく。 さらに、優良事例の情報収集に努め、ニュースレター等を通じ、適時情報提供していく。</p>	<p>物品の有効活用を図るため、過去1年以上使用していない物品で、引き続き使用する見込みがない物品については、物品管理システムに登録しておき、他の所属で必要な物品が生じたときは、物品管理システムで活用可能な物品がないか調べた上で、購入要求を行うこととしている。 加えて、不用品品については、職員ポータルの電子掲示板「欲しいもの、いらぬもの」情報交換コーナーを活用して有効利用を図っているところであるが、今後は「借りたいもの、貸し出しできるもの」についても、広く掲示するよう各所属に周知するなど、さらなる有効活用の促進を図っていく。</p>
<p>3 高価物 品の活用 状況につ いて</p>	<p>(1) 利用 状況の 把握に ついて</p>	<p>重要物品については、その種類や用途、使用状況等が異なることから、一律に使用簿等を備えて記</p>	<p>いて</p>

な管理の観点から処分方針を定め、計画的な処分に努められたい。

「高額物品が、県民共有の貴重な財産である。」という意識を職員一人一人が改めて認識し、高額物品を保有する全ての機関において、高額物品の取得、管理、活用を的確に行うことはもとより、より有効に活用するための対応策の検討について積極的に取り組んでいくことを強く期待する。

さらに、新たな公会計制度の整備が進む中、今回の行政監査の結果明らかにした課題を踏まえ、宮城県が保有する全ての財産の管理及び活用がより一層適正かつ効率的に行われることを期待するものである。

ようニューズレターや研修会等を通じ、周知徹底していく。

現在、整備を進めている固定資産台帳は、必ずしも県が保有する全ての財産を網羅するものではないが、台帳作成過程における会計システムとの連動（会計データとの突合）を通じ、より正確な財産状況の把握が可能となる。

### 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第58号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第102条及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第29条の3の規定に基づき臨時適性検査医師を次のとおり指定する。

平成29年4月21日

宮城県公安委員長 森山 博

病 気 等	住 所	氏 名
統合失調症、そううつ病、その他の精神疾患及びアルコール・麻薬中毒等	仙台市宮城野区幸町3-15-20	菅野 道

### 収用委員会

○宮城県収用委員会告示第20号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定

した。

平成29年4月21日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 起業者の名称  
宮城県
- 2 事業の種類  
県道丸森柴田線改築工事（坂津田道路・宮城県角田市坂津田字土地内から同市坂津田字石切地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
所在 宮城県角田市坂津田字平口前

地 番	地 目		地 積 (㎡)	実 測	収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況			
133番 1	山林	山林	4,468	4,483.32	1,308.98

#### 4 土地所有者の氏名及び住所

- 持分140分の1 菊地さん 住所・常居所不明
- ただし、登記簿上の住所 北海道宗谷郡猿拂村字浅草野市掛地番外地
- 持分28分の1 荒井興左エ門 住所・常居所不明
- ただし、登記簿上の住所 角田市坂津田字北向35番地
- 持分28分の1 小野きと也 住所・常居所不明
- ただし、登記簿上の住所 角田市坂津田字北向23番地の甲
- 持分140分の1 星きよ 住所・常居所不明
- ただし、登記簿上の住所 角田市坂津田字清台40番地
- 持分28分の23 土地所有者不明
- ただし、登記名義人 大槻恒男 角田市坂津田字三河尻38番地
- 法定相続人（別紙第1のとおり）
- 持分28分の1 土地所有者不明
- 法定相続人（別紙第1のとおり）
- 持分28分の1 土地所有者不明
- 法定相続人（別紙第2のとおり）
- 持分28分の1 土地所有者不明
- 法定相続人（別紙第2のとおり）

<p>持分28分の1 土地所有者不明 ただし、登記名義人 荒井治郎 角田市坂津田字平口6番地の1 法定相続人(別紙第3のとおり) 持分140分の1 土地所有者不明 ただし、登記名義人 大槻宗次郎 角田市坂津田字池田105番地の2 法定相続人(別紙第4のとおり) 持分140分の1 土地所有者不明 ただし、登記名義人 大槻惣太郎 角田市坂津田字池田112番地 法定相続人(別紙第5のとおり) 持分140分の1 土地所有者不明 ただし、登記名義人 大槻けさよ 角田市坂津田字池田112番地 法定相続人(別紙第6のとおり) (注)別紙は、宮城県収用委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則(平成元年4月1日宮城県規則第45号)に規定する県の執務時間とする。 5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年 4月10日</p>	
--	--